

講演会等における外部講師に対する謝金支払い基準

【柏市の基準】

市の基準以下のとおりとなります。

1回あたり2時間を想定している。

講師謝礼基準単価

大学教授等学識経験者（相当）	10,000円/時
その他	5,000円/時

(追記)以下の千葉県の基準の1回当たりにするとそれぞれ20,000円/回、10,000円/回になります。

【千葉県の基準】 県青少年団体連絡協議会

1 千葉県青少年団体連絡協議会（以下「青团協」という。）が受託する青少年育成指導者養成事業に係る講演会、研修等に招請する講師に対する謝金の基準については、この基準に定めるところによる。

2 謝金及び交通費は原則として主催者が支払うものとするが、諸事情により困難と判断される場合は青团協から支払うものとする。

3 前記第2項の場合、支給対象は外部講師とし、主催する組織内講師は含まない。また、当該講演会、研修等に県が一部でも助成する場合は対象としない。

4 外部講師に対する謝金の支給基準は、次のとおりとする。

1回あたり2時間を想定している。

区 分 謝 金（1回当たり）

会社役員、官庁局部長、大学教授及びこれらに準ずる職にある者	30,000円
-------------------------------	---------

会社部課長、官庁課長、大学准教授及びこれらに準ずる職にある者	20,000円
--------------------------------	---------

その他の者	10,000円
-------	---------

(追記)上記の柏市のの基準の1時間当たりにするとそれぞれ15,000円/時、10,000円/時、5,000円/時になります。

柏市青少年相談員連絡協議会の基準例

千葉県と柏市の基準を合わせた場合

会社役員、官庁局部長、大学教授及びこれらに準ずる職にある者

1回当たり30,000円または15,000円/時

会社部課長、官庁課長、大学准教授及びこれらに準ずる職にある者

1回当たり20,000円または10,000円/時

その他の者

1回当たり10,000円または5,000円/時

を柏市青少年相談員連絡協議会の基準とするが、上限の〇〇,〇〇〇円を超える場合は執行部に相談すること。